

○**笠井委員** 日本共産党の笠井亮です。

いよいよ年度末を迎える今、雇用問題とともに、全国の中小企業の経営はとりわけ深刻であります。私自身、この間、東京商工会議所、東京中小企業家同友会、東京商工団体連合会などから話を伺いました。また、大田区など、現場にも直接足を運んでまいりましたが、どこでも、景気の悪化がジェットコースターだ、気が狂いそうだ、暇疲れというのわかりますか、存亡をかけた事態だという声が共通して上がっておりまして、政治に対する、政府に対する厳しい注文の声を聞いてまいりました。

そこで、まず与謝野大臣に伺います。

先日も、昨年一年間の自殺者が三万二千百九十四人と十一年連続で三万人を超えて、その中で、経済的な問題による自殺がふえ、生活苦や事業の不振によるものが一昨年の二倍以上にふえている県もあるということでもあります。東京でも、売り上げ減が原因で先行きを絶望した業者の方々が相次いで自殺されたという話を伺いました。

中小企業の倒産は昨年一年間で一万五千五百二十三件にも上り、東京都で最も中小企業が多い大田区では、工場が五社入ったある工場長屋でも三社が廃業いたしました。工場長屋というのはお互いが関連し合った業種が入っておりまして、その一つでも廃業すると全体に影響が及んで、ほかの工場も立ち行かなくなる。まさに一刻も猶予のならない事態だと思います。

そこで、与謝野大臣、年度末に向けて、このままでは事態がもっと深刻になるとされておりませんが、我が国の中小企業が次々と倒産、廃業に追い込まれて立ち行かなくなることが、我が国と我が国経済にとってどういう事態をもたらすというふうに認識されているでしょうか。お答えください。

◆**与謝野国務大臣** 日本の経済にとって中小企業というのは極めて重要であって、雇用の例をとりますと、日本で働いている方の七割の職場は中小企業である。この一つの例をとっても、中小企業の存在が日本の経済にとっていかに重要かということがわかると思います。

また、中小企業は日本経済の活力の源泉であって、こういう不況を迎えた日本経済でございませけれども、その中であつても、政治はできるだけ中小企業政策に力を入れてやっていかなければならない。中でも、資金繰りに苦しんで、業自体は上手に経営されているのに、資金繰りで行き詰まるというような理不尽なことは絶対起こらないように、心を尽くして政策運営をやっていかなければならないと考えております。

○**笠井委員** 今大臣も言われましたが、まさに日本経済の主役が中小企業。企業数で見ても全企業の九九・七%ということでもありますので、こうした中小企業が立ち行かなくなるとするのは日本経済に大きな打撃でありますし、物づくりが崩壊するとなれば、これは

本当に取り返しが見つからないことだと思います。

二階経済産業大臣、大臣もやはり同様な深刻な認識をお持ちだと思うんですが、政府自身、今日の事態を百年に一度というような危機と繰り返し強調されてきました。したがって、年度末に向けて、中小企業の経営と、経営者、従業員、家族の生活を守っていく上でも、それこそこれまでにやったことがないような、あらゆる実効ある措置をとる必要がある、そういうことでよろしいわけですね。

◆**二階国務大臣** 今議員御指摘のように、中小企業にとっては、今日のこの不況というものは深刻の度は極めて大きなものがございます。

したがって、私どもは、中小企業の資金繰りということを考えて、先手先手に今まで手を打ってまいりました。しかし、その融資だけで経営のめどが立つかという、先ほど来議員も御指摘になっておられたように、仕事がなくなってきた、仕事が欲しい、こう言われることが現場の認識でございます。我々も時々現場にお伺いして、そういうことをつぶさに感じております。

そこで、百年に一度だから、かつてやったことがないような対応を講ずるように、こういう御指摘であろうと思いますが、我々も認識を同じくしております。懸命の努力をして、中小企業の皆さんが倒産から逃れることができるようにということで今日まで手を打ってまいりました。

融資の額等については、既に御案内と思いますが、念のために一言申し上げておきますと、緊急保証は、件数で三十一万四千件、金額で六兆九千億円に及んでおります。セーフティーネットは、六万六千件で八千億円であります。したがって、これを合計しますと、三十八万件、七兆七千億円、こういう状況に相なっておりますが、これでもまだ十分ではなからうと。

これに対して、今後の対策、いわゆる年度末に対してどうするか、もう一段の対策を考えなくてはならないということを真剣に今思い悩んでおるところでございます。

○**笠井委員** 資金面の問題でいいますと、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしの先頭に立っているメガバンクに対する緊急の指導、是正は一刻も猶予がならないと思いますし、今大臣おっしゃった緊急保証制度にしても、全業種対象でないために、まだ借りたくても借りられないという現実があります。

もともと原油、原材料価格の高騰に対応するというで設けられた制度であって、それ以降、想定外と政府が言われた事態が起こったわけですから、総理自身も、ほとんどすべての業種が影響を受けている、そういう可能性が高いというふうに答弁されたので、この際、やはり全業種対象にすることも含めて検討するというにしたいと思っております。そして、実施していただきたいと思っております。

その上で、私がきょう取り上げたいのは、この景気悪化のもとで、大企業による、一方では派遣切り、非正規切りと並んで重大な問題になっている不当な下請切り、下請いじめ

をどう緊急に是正するかという問題です。今、全国で、製造業の下請事業者に対する親企業からの一方的な受注減、単価切り下げが蔓延しております。

私、ここに、大田区が最近行いました「中小企業の景況」という平成二十年度第三・四半期の調査結果を持ってまいりましたが、ここに、製造業、それから小売も含めて、それぞれ回答とあわせてコメントというのが一覧で出ております。これを見ますと、受注がない、仕事がない、あったとしても、取引先からの値下げ要請が厳しくて、当社の限界まで下げたが転注された、親会社からの値下げ、いつまで仕事ができるか、全取引先の受注減に伴い、売上額の減少状態という声であふれております。

そこで、二階大臣、親会社たる特に大企業などが、下請に対して景気がいいときにはコストダウンを要求しながら、そしてそれをてこにして、それを武器にしながら輸出をぐっとふやしてきた。そして、外需依存の体質をつくってやってきました。それが失敗して、この今の事態の中で、景気が悪くなって経営がなかなか大変となってきた途端に、今度はそれを口実にして、さらに下請に対する単価を切り下げたり、仕事そのものさえ、一方的な契約変更までしてばっさり切ってしまう。

まさに、派遣切りと同じような事態がこの下請との関係で横行している。こういう横暴を許していいのかと思うんですけども、大臣、このことをどう思われておりますでしょうか。

◆二階国務大臣 おっしゃるように、今一番大事な問題は、中小企業を守るという点から、下請代金の支払い遅延防止法、これをフル活用して、大企業の皆さんにも厳しく協力を要請しております。

特に、経済産業省では、書面による調査、申告等をもとにして、問題のありそうな親事業者に対する立入検査等を積極的に対応しておりますし、事情聴取、改善報告書提出を要求するとともに、悪質な下請代金法違反を行った企業に対しては措置請求を行うということなど、下請代金法の厳格な運用に努めております。具体的には、平成二十年度上半期には四百三十三件の立入検査を行いました。親事業者に対し、約九億七千万円を返還させたところであります。

これ以外にも、未然防止のために、親事業者の調達担当者を対象にして下請代金法の講習会なども開いております。本年度は、補正予算を活用して、経営者を対象としましたトップセミナーを約百カ所で開催しております。これなどは、先ほどお話しのとおり、いまだかつてやったことのないようなことを今親企業に対しても要求しておりますし、別途経団連に対しても、私自身、強く要請して、もしこういうふうなことを繰り返す企業があれば公表させていただくということを申し伝えております。

○笠井委員 今、手だてを講じられていると言われて、立入検査四百三十三社と改善指導九百五十六件ということも言われましたけれども、やっていることは大事なんですけれども、過去、多いときを見ますと、十年前は立入検査で二千八百三十五件、改善指導で千

九百八十八件ということで、その後、事態が深刻になっているのにどんどん減っているという現実もある。ここは、これまでの取り組みで十分かということは真剣にやはり政府、経済産業省としても振り返っていただいて、強化していただかなきゃいけないと思います。

例えば、今現実でいえば、大田区のある自動車部品の下請企業では、昨年十二月に十五万個の部品の受注があったのに、一月には四万個に減る、二月にはゼロになって、このままでは廃業しかないと。もうこれは本当に部分の話じゃないです。

そして、たとえわずかな発注があっても、材料費の方はやはり高いですから、そういう点でいうと、単価は極端に切り下げられて、しかし、それでもないよりましということで受けざるを得ないということがあります。見積もりを出しても、この額が親から見て高いとなると、これはもう一回こっきりで、再見積もりするようなことがあるんだったら、いや、ではもうほかだということで交渉の余地なし、こういう事態が全国至るところにあります。

大田でも、一月に月商が三万円ちょっとということで、金属加工の方がいらっしゃって、不安で眠れないでうつになってしまったということも伺いました。三菱自動車関連でも、あるところですが、これは東京以外ですけれども、親企業による約束単価の一方的引き下げなどによって代金が数千万円も減額されたと。まさにこういう形で、全国至るところにそういう事態があるわけであります。

したがって、そういう問題でいいますと、下請の側から見ればなかなか物が言えない。言っちゃったら、そして訴えたりしたことがわかったら、途端に、文句があるんだったらほかへ行きますよというふうに切られてしまうということがあるわけですから、だからこそ、政治の役割、行政の役割、親企業にとりわけ厳格な指導、監視、監督が必要なんだと思います。

そこで、公正取引委員会に伺いますけれども、この間、具体的には、昨年度と、今年度はまだ途中だと思いますが、下請取引の不公正問題について、下請の事業者からの申し立て、申告のあった件数というのは何件になっているのでしょうか。

◆竹島政府特別補佐人 お答え申し上げます。

平成十九年度の下請法違反被疑事件にかかわる申告件数でございますが、百四十五件、それから二十年度は、四月から十二月までですが、それで百九件でございます。

○笠井委員 やはりこれは、下請業者としては言いにくいということを現状反映しているとまさに思うんです。まさに、制度はあっても申告しづらい。だから行政の役割が大事だと思います。

公取委員長にさらに伺いますけれども、中小企業庁と公正取引委員会が分担をして、私、公正取引委員会の様式の書面、調査の用紙を持ってきましたけれども、こういう形で、親事業者と下請事業者に対して書面調査をやるということになってはいますけれども、この調査の対象となり得る親事業者と下請事業者の数というのは、合わせてで結構ですけれども、

何社ぐらいになるか、そして、そのうち親事業者は何社になるでしょうか。数をお答えください。

◆竹島政府特別補佐人 お答え申し上げます。

下請法の対象になる業種でございますが、製造業、それから、五年前の法律改正で新たな適用対象になったいわゆる非製造業、具体的には運輸・通信業及びサービス業ということかと思いますが、この二つについて、私ども、法律改正の時点それから最近の時点で、母集団としてどのぐらいあるのかということ推計いたしましたところ、平成十八年、ちょっとこれは統計が古うございますが、それが新しいものなのですが、製造業者では約二十六万社が親事業たり得る、それから、運輸・通信業及びサービス業では約二十九万社であると思っております。

ただし、委員も御承知のとおり、下請法の適用というのは資本金で区分してございますので、それによって、これはまさに最大限というふうにお考えいただければいいんですが、それから絞られてくる。現実に私どもが親事業者に対して書面調査をかけておりますのは、公正取引委員会と中小企業庁が折半いたしまして、全体で十八万社というものを対象にしております。

○笠井委員 これらの親事業者、下請事業者に対して、これは中小企業庁長官に伺いたいんですが、書面調査票を発送して調査するわけでありましてけれども、今十八万社と言われました、対象となるその親事業者のすべてに対して毎年調査が行われているのでしょうか。これはどうなっていますか。

◆長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

今のお尋ねでございます。今、公正取引委員会委員長から御答弁がございました約十八万社でございますけれども、資本金の規模に応じまして、毎年実施する親事業者と、資本金の規模が一定額以下の事業者に対しましては、原則といたしまして四年に一回以上、なるべく一回以上ということでございますから、毎年ではございません。一応、今の目途といたしましては、資本金の規模を五千万円で、これを超えるものを毎年ということで、五千万円以下のものは四年に一回以上ということで現在調査をさせていただいております。

○笠井委員 四年に一回以上というのは、いかにも間尺に合わない話になっていると思うんですね。ましてや、こんな時代に今なっております。

さらに、こうした書面調査によって、その中から検査の対象にすべき対象を取り出して実際に検査を行うこととなりますが、中小企業庁と公正取引委員会に端的に伺いますが、それぞれ、そのために置いている専任の下請代金検査官、下請検査官の数は何人でしょうか。

◆竹島政府特別補佐人 下請法の検査に直接かかわる職員は、本局と地方事務所を合わせまして、平成二十年度で六十四名、それから二十一年度予算に盛り込まれている数は八十

二名でございます。

◆長谷川政府参考人 中小企業庁の関連の部分につきましてお答え申し上げます。

専任ということで申し上げますれば、本省で十八名、地方局で三十三名、合わせて五十一名ということになります。

ただ、御存じのとおり、この検査、調査につきましては、時期によりまして繁忙がございます。そういう意味で、限られた定員、与えられた中で職員を機動的に活用するという事で、このほか、併任をかけまして、忙しいときにはその資格を持った者を増員して対応しております。

○笠井委員 公取委員長に伺いますが、この体制拡充は長年の課題でありました。

一九七八年の二月三日の当委員会で我が党の不破委員が質問したときに、当時の橋口公取委員長は、お答えするのがちょっと恥ずかしいのですが、こう言われて答弁した人数が、本局で検査官六人を含む十六人、地方で十人の計二十六人でありました。その当時、中小企業庁でいますと二十人でありました。

あれから三十一年たっておりますが、しかも、今の下請取引をめぐる深刻な事態のもとで、この程度の人数で足りているのかという問題であります。二〇〇八年度の六十四人では足りないからこそ、来年度で十八人増員ということで公取は要求されたんだと思いますが、今回の増員の理由はどこにあるのか。

それから、竹島委員長は、平成十五年の五月ですか、二〇〇三年、参議院の経済産業委員会で答弁されて、当時、この人数の問題について問われて、「やはり実態に合わせて公取の担当職員の数は増やしていかなければいけないと、厳しい定員事情でございますが、引き続き努力をさせていただきたいと。いつまでに何人にするかということは事の性格上ちょっと申し上げかねますが、これからも努力させていただきたい」というふうに言われました。まさに、検査官の体制という問題、その拡充ということは引き続き課題なのかどうか。その二点について、端的にお答えください。

◆竹島政府特別補佐人 委員御存じのとおり、定員事情はこのところ大変厳しいわけですが、その中で、公正取引委員会の定員については特段の配慮をいただいている、ネット純増の役所にいただいているわけでございます。下請につきましても、御指摘のとおり大変厳しい状況で、いわゆる下請いじめというようなことが多発するということもありますので、私どもとしては、二十一年度予算に当たりましても、厳しい中で下請について純増をお願いし、今、予算にそれが入っているということでございます。

今御指摘のような参議院の委員会における答弁、そのとおり私としては努力をしてきているつもりでございます。

これからも、検査ということはまだ最終の手段でございます。その前に、下請法をいかに親事業者それから下請事業者に理解していただくか、泣き寝入りをする必要はないんだということをいかにわかっていただくかということが大変大事だと思っています。毎年

ですが、昨年も十一月、これが下請取引の適正化の推進月間でございます、それ以降、去年来特段の努力をしまして下請法の普及に努めておるわけでございます。これからも、そういうことで法律の定着に努めてまいりたいと思っております。

○笠井委員 二階大臣、今聞いていただいたと思うんですが、対象となる六十万社以上の親、下請事業者に対して公取含めて合わせて百三十三人ということでありまして、これでどうやってこれだけの事態の中で下請の事業者を守れということかというのは、私は率直にあると思うんです。

中小企業庁の方は五十一人のままでありますけれども、三十年もたって、まあ前のことも申し上げましたが、しかも対象の下請事業者は当時からすると倍にふえているということなんですけれども、わずかな増員では追いついていけないということは率直にあると思うんです。しかも、親事業者に対して四年に一度の調査、そしてこういう体制ということになりますと、これでは本当に間尺に合わないということになると思います。私が聞き取ったところでは、一度も来ていないよ、そういうものはという話もありました。

これで本当に、今日の大企業による不当な下請切り、下請いじめを是正することができるのかどうか、そのとおりでできると思われるか、体制を緊急に強化して一斉にすべての親事業者への調査を行う、そして下請検査官も抜本的にふやすべきだと思うんですが、大臣、いかがですか。

◆二階国務大臣 中小企業庁等に変御理解のある御質問をちょうだいしておりますが、だからといって、議員が御指摘のような、数を直ちにふやすことが現在の状況で可能かどうかということも考えてみなければなりません。

一方で、私たちは、この原因はどこにあるかということ、やはり今日の不況にあるわけがありますから、この不況の打開に向けてまず努力をすることが一つ大事なところであります。

同時に、議員も先ほどからしばしばお述べになっておられるように、日本の風習の中で、下請の皆さんが親会社に対して意見を申し述べたり、それを訴えたりということに対しては、なかなか風習に合わないところがありまして、みんな非常にその点は慎重であります。

したがって、それだけにもっと役所の方がしっかりとした対応をしなきゃならぬ、こういうことになろうと思っておりますが、私ども、今まで申し上げてまいりましたように、親企業の皆さんに対する協力の要請、そして下請企業の皆さんに対して、しっかり奮起して、御意見があったらどんどんおっしゃっていただければ、解決の方法について、直ちに親企業と下請企業の関係が悪化することのないような方法でこの問題の解決の方式を考えていかなきゃならぬ、こんなように思っております。

御指摘のような点については、十分考慮してまいりたいと思っております。

○笠井委員 十分考慮するというので、ぜひ体制も含めて、私は体制だけで言っているんじゃないんです、きちっと全面的にやらなきゃいけません、しかし、これでは余りにお寒いでしょうということでもあります。

もう一つ、先ほどもお話がありました、下請代金法の第六条にある中小企業庁長官による措置請求です。そういう非常に大事な使命を持っている中小企業庁みずから、行政執行の過程でつかんだ不正を是正させる権限をフルに使うことが大事だと思います。

中小企業庁長官に伺いますけれども、過去十年間で、実際に措置請求を行った件数というのは毎年何件になりますか。端的にお願いします。

◆長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

平成十二年度一件、平成十五年度一件、平成十八年度一件、平成十九年度一件、二十年度になりまして、今年度はまだ途中でございますけれども、二件措置請求をさせていただいております。

○笠井委員 十年間ですから、間、言わなかった年がありましたが、数字を言わなかった年はゼロ件ですからね。そうですね。

それで、過去二十年間で、二件を超えた年はありますか。

◆長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

言及いたしませんでした年度は、措置請求をしておりません。

過去二十年度を通じまして、年度で二件措置請求をいたしましたのは、本年度、平成二十年度だけでございます。

○笠井委員 ゼロのときは言わないようにというのはうまくないんですね。本当に少ないんです。

例えば、かつて、この措置請求でいえば、一九七八年は八十件、その前年は五十九件ということで、それでも決して多いとは言えませんが、この権限を行使した時期がありましたが、今ほとんどやっていないんです。ゼロ件とか、ようやく二件になったぐらいの話なので、さっき大臣、その措置請求に触れられたんですが、実際そういうことを行使しているかという問題があるんですね。

だから、下請いじめや不公正取引を行ったところに対して厳しく当たる、措置請求もやはり、不必要なものをやることはないですよ、でも、きちっと行使してやる、そしてペナルティーも科して、そういう事例や企業名は公表してきちっと補償もさせる、これをきちっとやらなかったらこういう下請いじめはとまらないと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

◆二階国務大臣 親企業と下請企業との長い慣習の中から、こういうことに対しては、今から四十年ぐらい前にできた法律でございしますが、その間、ようやく今日、このような調査に入ったり、あるいはまた措置請求をしたりということがだんだんとお互いに認識され

るようになってきているわけですが、これをさらに強化して、下請の皆さんを守るというのが中小企業庁の大きな役割であると認識して対処してまいりたいと思います。

○笠井委員 時間が来ましたので終わりますが、大田を初め、集積しているところはとりわけそうです。ヒアリングもされていますが、ぜひ集中的に、こういうときだからこそ、やはり現場にも来てもらってということで、訪問して下請いじめの実態をつかんでほしい、そして、本当にこれを是正させるために全力を尽くしてほしいというのが共通した声です。そのことをしっかりやっていただきたいと思いますし、私、まだまだ準備しましたので、やはりこの予算をめぐっては引き続き本当に審議が必要だということを痛感しながら、きょうの質問は終わります。